

（助役森田幸造君登壇）

一助役森田幸造君 議案第十五号について、仰請願申し上げたいと思ひます。本県は福生町のなかの国保条例の即改正でござりまするが、今回の即改正は地方税法の即改正に伴ひまして、国保条例の準則の即改正といふことによりまして町の国保条例も即改正しようとするものゝござります。第十条でござりまする現行条例にござりまするは賦課の限度額が四百五十円となるが、現行の算定は五ひき準則の改正に基きまして、この限度額を引くと、五百円に改めたいという事やござります。七条は保険料の賦課額のうち、所徴額の算定方法の問題でござりまするが、条例の内容は現行とすべく同じでござります。現行では地方税法第三章国保の五、四の四でござりまする方式と本文方式に改めたいが、現行の昭和四年法からはたゞし書きの方式を削除して、全部本文方式とする事になるわけであります。ところがこの本文方式となりまると、所徴税額の諸徴収より大抵に所徴額の賦課標準額を徴し得るが、又徴収



者の掌握という事も困難となりまして、そのために保険徴収が大きく支障を生じまう。又健康保険の場合にござりまするは地方税法第七百三十九の規定によりまして、保険対象者は基礎控除の九年内と給付金額の中、給付所徴かゝる場合は百分五の金額がその月を超えらる場合はその月を限度として、控除した金額と、退職所徴の金額並びに山林所徴の合計額に保険料率を乗じて算出するところの方式がたゞしでござりまする。その本文だけを改めようとする次第でござりまする。第三項の国保でござりまするが、これは地方税法並びに所徴税にござりまする。青色申告専従者の給付額、事業専従者の控除等の国保でござりまするが、国保健康保険の場合に地方税法第七百三十九の規定により適用しないという事やござりまする。第七条は保険料の賦課額のうち、国保でござりまするが、現行では保険料の額の中、百分の五を所徴額で、百分の五を資産割、又百分の五を被保険者均等割で、百分の五を特別均等割で賦課する事になりてござりまする。この中国定資産税を賦課せらるる被保険者から他の社会保険加入者により徴せらるる

したが、資産割で百分の三を賦課する事は著しく均衡せられず事になり
す。この賦課割合も所傳割で百分の三・五、資産割で百分の二・五、被保険者
均等割で百分の三・五、世帯別平等割で百分の二・五に改めようとするものゝごと
い事。なお今回改正しようとする第百条、第百一条並びに第百三条はそれによ
り百から施行しようとするものゝござります。なお失念のため、この案の方によ
る一九〇九年度と四十年度の増減比較を勘定した結果と、被保険者の所得
金額が、一九〇九年度におうけは三億九千五百七十九万六千四百八十八円、一
九一〇年度におうけは三億九千六百六十九万五千七百八十二円、差引増が
一億一千八百八十三円、差引減が三億三千四百六十六円、合計増が二億
一千万七千三百十七円、一方固定資産税は、一九〇九年度におうけは、千
百三十九万七千四百四十四円、一九一〇年度におうけは、千五百六十九万
七千四百四十四円、差引さへ、二百三十万九千九百九十円の増
となつております。以上より、切實議をいたさないと困ります。

一、議長高橋千春君
二、より質疑を行之事。

一、文番補料探検石一 謀長

一議長 高橋平吉君 久番

一六番 神野藤操君
先般國健康保険会に割賦付金宛に六六の書しを六

が、本来例を不事」と、今、本例の説明が、あつたように、和算の、えびの、
 收入の増と、たつた、よう、の、事、め、じ、や、い、に、よ、う、で、低額所得者の場合、は、ま、ず、
 値上げと、なり、思、ひ、な、い、よ、う、に、あ、え、ら、れ、る、の、の、果、の、あ、ま、り、は、ど、う、か、

一、議長（廣橋千春君） 助役

一、助役森田幸造君、おじやんと知り、多少の種々の保護料の増額といふ結果

出でくるるはなぬらうぬとあえうふ事、大伴国原の館付よりさうり事ぬん
 とあふ昭和十九年夏にわたりしをも月日から所領創構成せ掃賣に付して
 も保料料の又割給付とる事と更換りしたるよりさうり事ぬ、ふいにすあふもの
 としと十九年夏にわたりは都野から援助ぬたか、四年夏にわたりはやうした
 援助も期待するまい次第で、増額にすぎなり事ぬ、特に他所領の方の真相を
 把握するような事は、それほど大きくない、るはなぬらうぬとあえうふ事ぬ、後ほど

田年及等身とも用達せむ。米例の通りなり。君等の収入場が當分相成る
いの所なり。

一六番(神井藤雄君) 議長

一七番(前橋千春君) 一八番

一八番(神井藤雄君) 四万五内から五万内へ。五万内もわかやうなわけなう。この
いふところから米集の自分の米と自分の米をいふから自分の米と自分の米をいふ
かという事や。細く計算をしていふといふか。何か均等に割り所割に
の米は低額割に割りする影響はどうか。

一議長(前橋千春君) 森田助役

一助役(森田重造君) 寸まりした数回は把握してわい多人か多しの場がある。格
おぬいし。負担が耐えられないというところな場ではないかと思ひます。細い事
つうは課長から説明してします。

一六番(神井藤雄君) 議長

一議長(前橋千春君) 一六番

一六番(神井藤雄君) 細い数字にうろは当然委員会付託となり。今番議さ
れる田の米のみせみく割に付いた。田の米はよくしなからう。一方で田の
米は六割給付の方か。良くなったという事もある。田の米は田の米。田の米
にくわしく田の米といふ田の米のみせみく。大さうば。うろは。うろは。うろは。
細くわろ。うろは。うろは。うろは。

一議長(前橋千春君) このへで復讐を説明いたします。おかけいたします。議案第
六番は委員会報告の通りです。今、田の米の報告は、

(異議なしと認める者あり)

一議長(前橋千春君) 田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、
田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、

一議長(前橋千春君) 田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、
田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、田の米の報告は、

一議令事務局、野崎重三、朗館、省此。

一議長(高橋千春君) 理事者より提案理由の説明を求めず。森田助俊

(助役森田達造(又登壇))

[illegible]

議長高橋大春君
二月五日復疑を打明す。

二十支番(少田博君) 議長

一、議長（高橋千春君）

二十支番(岩田博君)
今不辨て切符取リ券七現金七引取

もうえりあ

福生町議会

